

東吉野村
公共施設等総合管理計画

平成29年3月

東吉野村

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 背景と目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2
第2章 東吉野村の現状	3
第1節 人口の動向と将来予測	3
第2節 財政状況	4
第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し	7
第1節 対象施設	7
第2節 公共施設等の現状と課題	8
第3節 更新費用の算定	13
第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	19
第1節 基本的な方針について	19
第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	21
第3節 推進体制	22
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	23
第1節 公共建築物	23
第2節 インフラ資産	34

※本書で用いる数値は、端数処理（四捨五入）の関係により、表示された数値を加算した数値と実際の合計に誤差が生じる場合があります。

第1章 はじめに

第1節 背景と目的

これまで我が国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化により、公共施設等の建設・整備が進められてきました。その当時から建設された公共施設の建築年数は、30年以上経過し、建物の耐用年数が超えているものもあります。そのため、このような公共施設等は、今後、大規模改修や、修繕、建て替えが必要となってきます。一方、近年の日本の経済状況は低迷しており、我が国の財政は危機的状況となっています。それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等、将来の財政状況は厳しい状況です。

地方公共団体においても、少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来等、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

このような状況の下、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識の下、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請されることとなりました。

東吉野村においても、将来の公共施設等に係る更新費用が増加することが予測されます。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握するとともに、将来的な人口減少を考慮した上で、公共施設等の機能を適正に維持しつつ、また、将来の需要に柔軟に対応し、次世代の住民への負担を出来る限り軽減する効率的・効果的な公共施設等の管理の基本方針を明確にすることも求められます。

このような公共施設等の現況把握及び公共施設等の管理の基本方針の明確化を目的として「東吉野村公共施設等総合管理計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「東吉野村第3次基本構想」・「東吉野村人口ビジョン東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、「東吉野村耐震改修促進計画」や、その他の政策分野の中で公共施設等の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。また、各種長寿命化計画等、個別の公共施設等の計画については、本計画を踏まえた個別計画と位置づけ、本計画の方針との整合を図ります。

第3節 計画期間

この計画は、公共施設等の基本的な方向性を長期的な視点で検討するため、平成29年度から平成48年度までの20年間の計画期間とします。

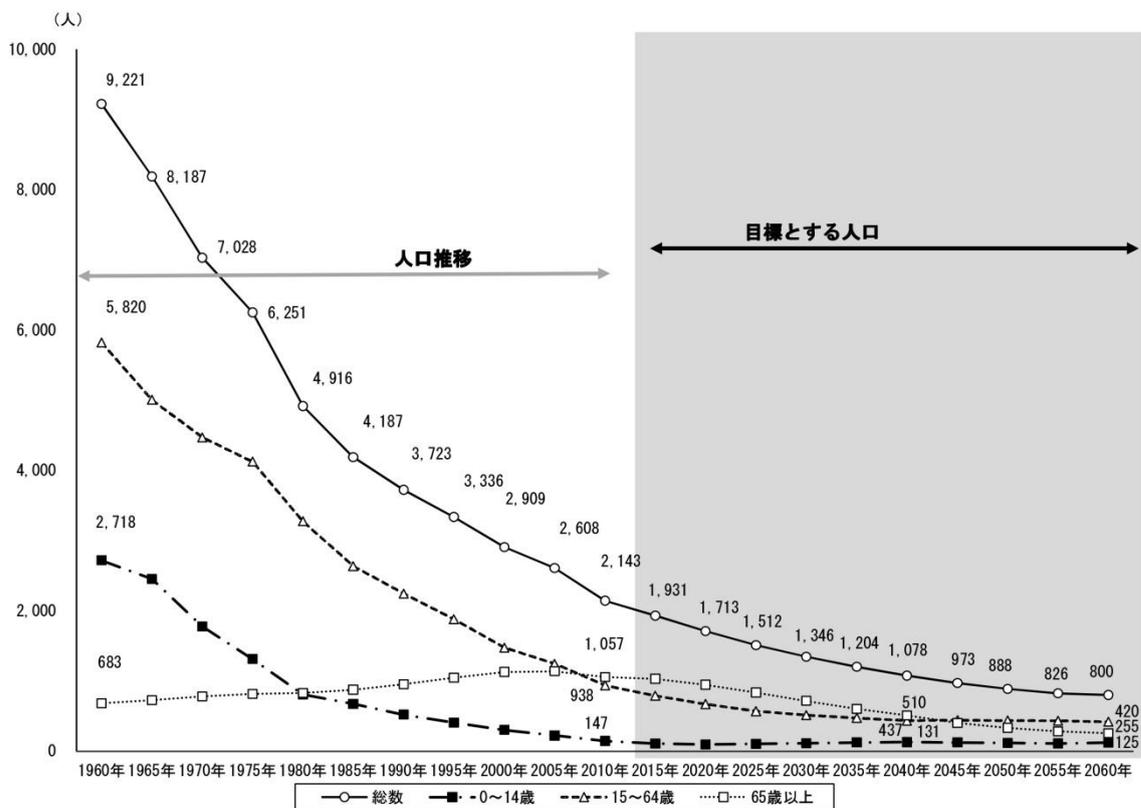
第2章 東吉野村の現状

第1節 人口の動向と将来予測

本村の人口は、平成22年の国勢調査では2,143人、平成27年の国勢調査では1,745人でしたが、東吉野村人口ビジョンでは、平成72年（2060年）の総人口が800人まで減少することが見込まれています。

また、全国的な傾向と同様に少子高齢化が一層進むと予測されており、平成22年には938人だった生産年齢人口は平成72年（2060年）には255人にまで減少することが見込まれています。

図表 2-1-1：東吉野村の人口推移及び推計人口



資料：2010年までは国勢調査

2015年以降は、2010年の人口をもとにした人口推計

出典：東吉野村人口ビジョン 東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略 平成28年3月

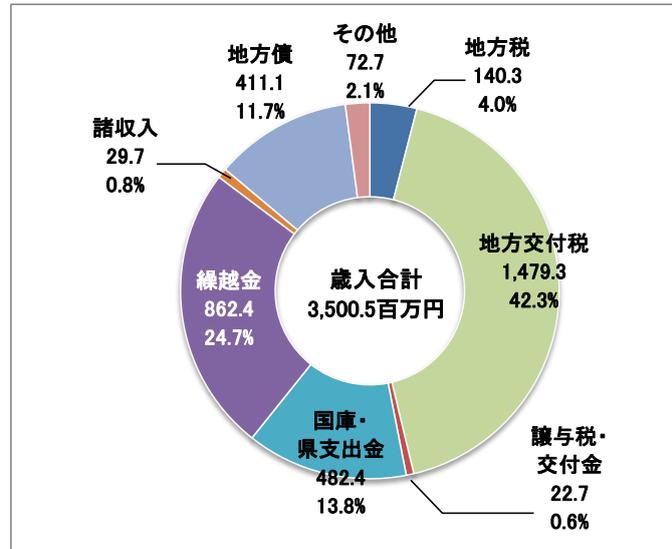
第2節 財政状況

1. 歳入

図表 2-2-1 は、平成 27 年度決算における、本村の歳入額の内訳を示しています。また、図表 2-2-2 では金額の推移を分類ごとに、グラフで示しています。平成 27 年度の歳入の合計は、35.0 億円であり、その内、主な自主財源である地方税は約 4% であるのに対し地方交付税が 4 割近くを占めており、自主財源の確保が重要な課題となっています。

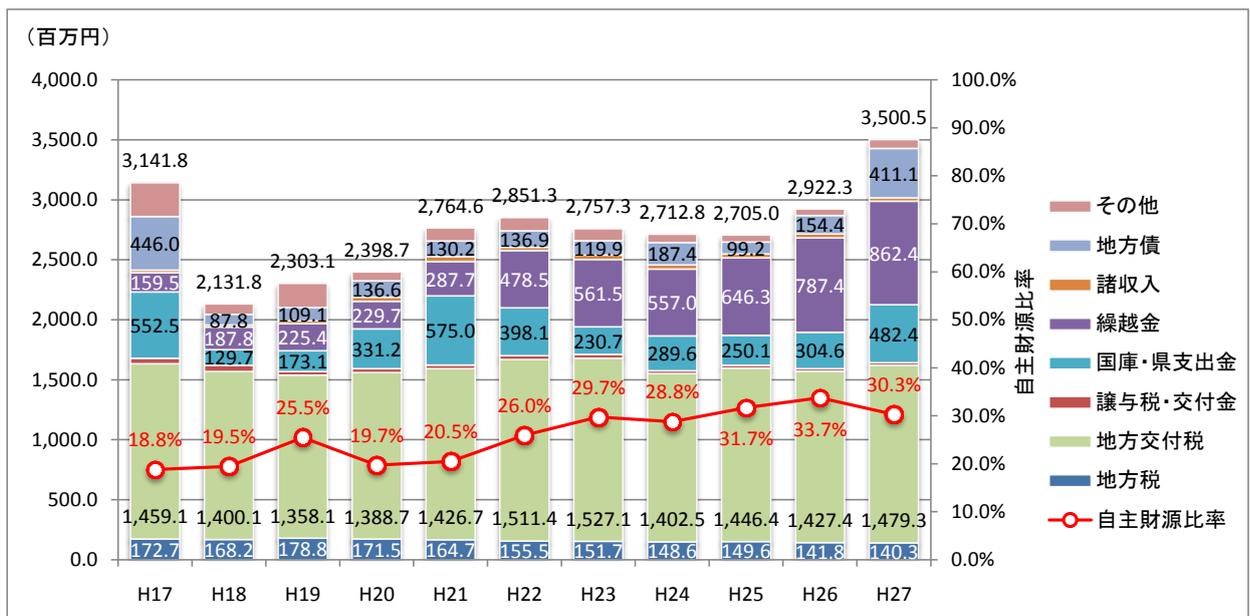
また、歳入額は 20~30 億円の間で増減が見られますが、地方交付税は概ね 15 億円で推移しています。

図表 2-2-1：平成 27 年度歳入決算額の内訳（百万円）



出典：地方財政状況調査関係資料「決算カード」（総務省）

図表 2-2-2：歳入決算額の推移

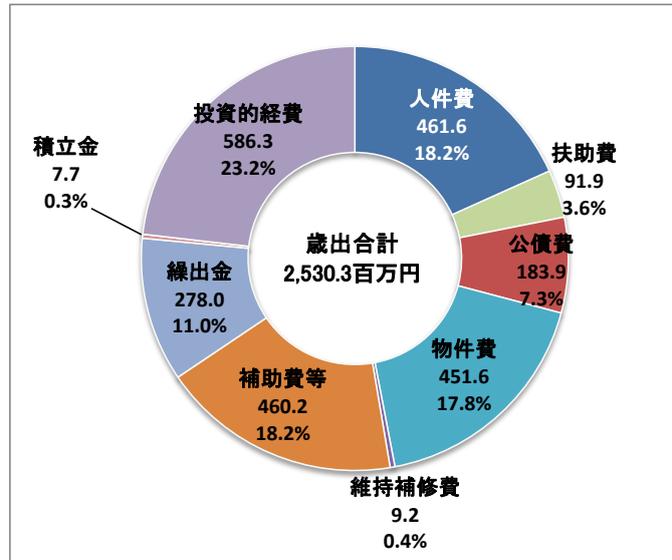


出典：地方財政状況調査関係資料「決算カード」（総務省）

2. 歳出

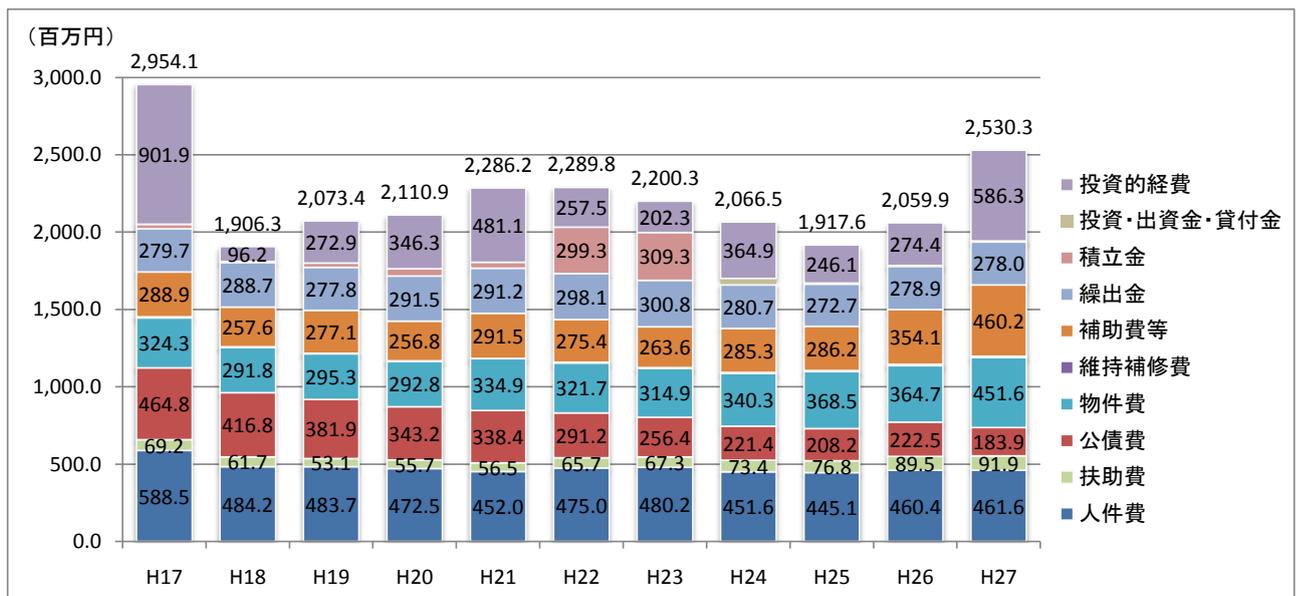
図表 2-2-3 は、平成 27 年度決算における、本村の歳出額の内訳を示しています。また、図表 2-2-4 では金額の推移を分類ごとに、グラフで示しています。平成 27 年度の歳出の合計は、25.3 億円であり、人件費に次いで、補助費等、物件費が比較的高い割合を占めています。また、歳出額は 20～25 億円の間で増減が見られ、その内、投資的経費は、平成 17 年度及び平成 27 年度を除き、概ね 2.5～4.5 億円前後（約 15%前後）で推移しています。

図表 2-2-3：平成 27 年度歳出決算の内訳（百万円）



出典：地方財政状況調査関係資料「決算カード」（総務省）

図表 2-2-4：歳出決算額の推移



出典：地方財政状況調査関係資料「決算カード」（総務省）

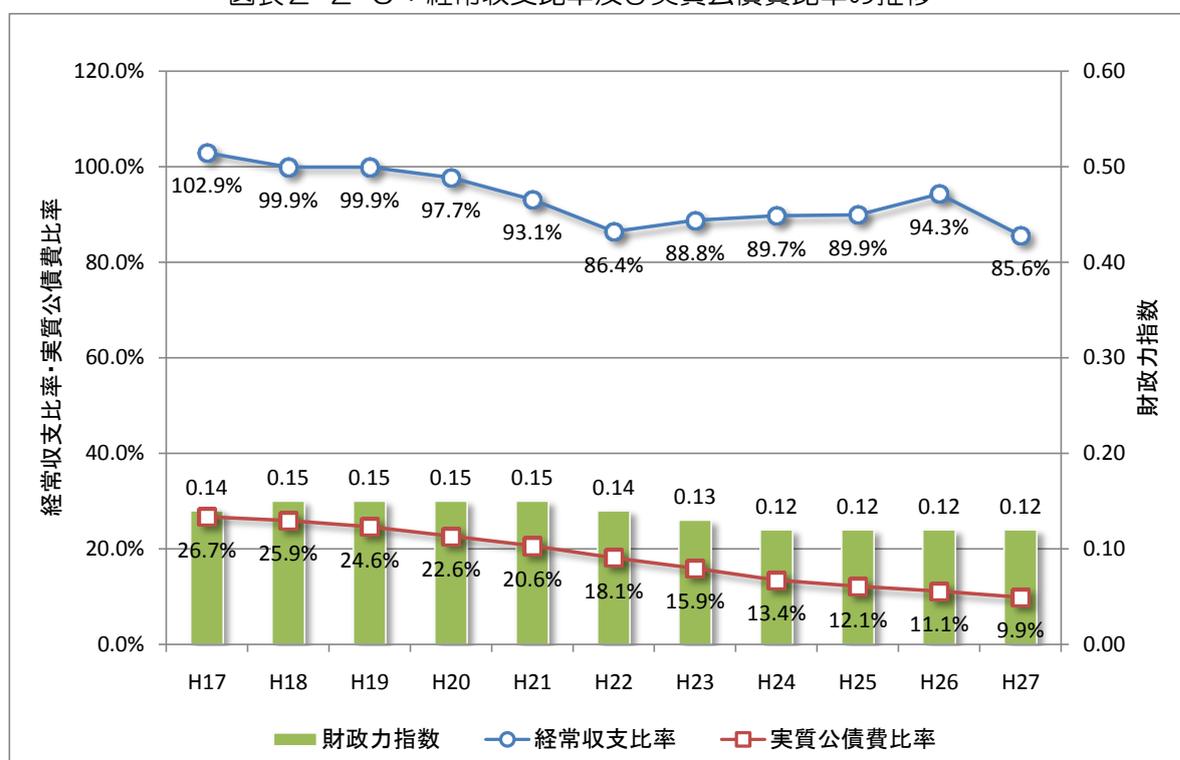
3. 財政状況

本村の実質公債費比率は減少傾向にあり、平成 27 年度には 9.9%まで減少しました。

一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は平成 17 年度から平成 22 年度にかけて減少していましたが、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて再び増加が続き、平成 27 年度には 85.6%と、再び減少へと転じたものの、依然として財政構造の弾力性は非常に低い状況にあると言えます。

また、財政力指数は平成 21 年度以降減少が続いており、平成 27 年度には 0.12 と財政に余裕がない状況が続いており、今後必要とされる公共施設等の適切な維持・改修が困難な状況にあると想定されます。

図表 2-2-5：経常収支比率及び実質公債費比率の推移



出典：地方財政状況調査関係資料「決算カード」（総務省）

第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、公共建築物とインフラ資産に分類され、図表3-1-1のとおりです。

図表3-1-1：対象とする施設分類（機能別分類）

類型区分	大分類	中分類	施設名称
公共建築物	市民文化系施設	集会施設	東吉野村住民ホール、中央公民館
	社会教育系施設	博物館等	原石鼎旧居、収蔵庫「つくばね」
	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	レストハウス（休憩所）、やはた温泉、ふるさと会館、東吉野村ふれあいの森、ビジターセンター、ホテルの館、たかすみの里、東吉野キャンプ場
	産業系施設	産業系施設	東吉野村シェアオフィス、東吉野村林業振興拠点施設、杉風舎、東吉野村農林水産物処理加工施設
	学校教育系施設	学校	東吉野小学校、東吉野中学校
		その他	学校給食センター
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	東吉野こども園
		幼児・児童施設	小川地区デイサービスセンター
	行政系施設	庁舎等	東吉野村役場
		消防施設	本部機動隊詰所及び消防車庫、第4分団消防詰所、第9分団消防、第7分団消防詰所
		その他	水防施設
	住宅	住宅	村営住宅（鷺家）、村営住宅（木津）、村営住宅（小栗栖）、村営住宅（三尾）
公園	公園	東吉野村立運動公園	
その他	その他	榛原駐車場管理棟、旧東吉野村役場、旧四郷小学校、旧高見地区館、旧高見小学校体育館、教員住宅（小川）、公衆便所、マイクロバス車庫、自動車格納庫	
インフラ資産	道路	道路	道路、トンネル
		橋りょう	橋りょう
	水道	水道施設	浄配水場、浄送水場、送水ポンプ場、加圧ポンプ場、加圧中継所
		管路	導水管、送水管、配水管

第2節 公共施設等の現状と課題

1. 公共建築物

(1) 公共建築物の延床面積

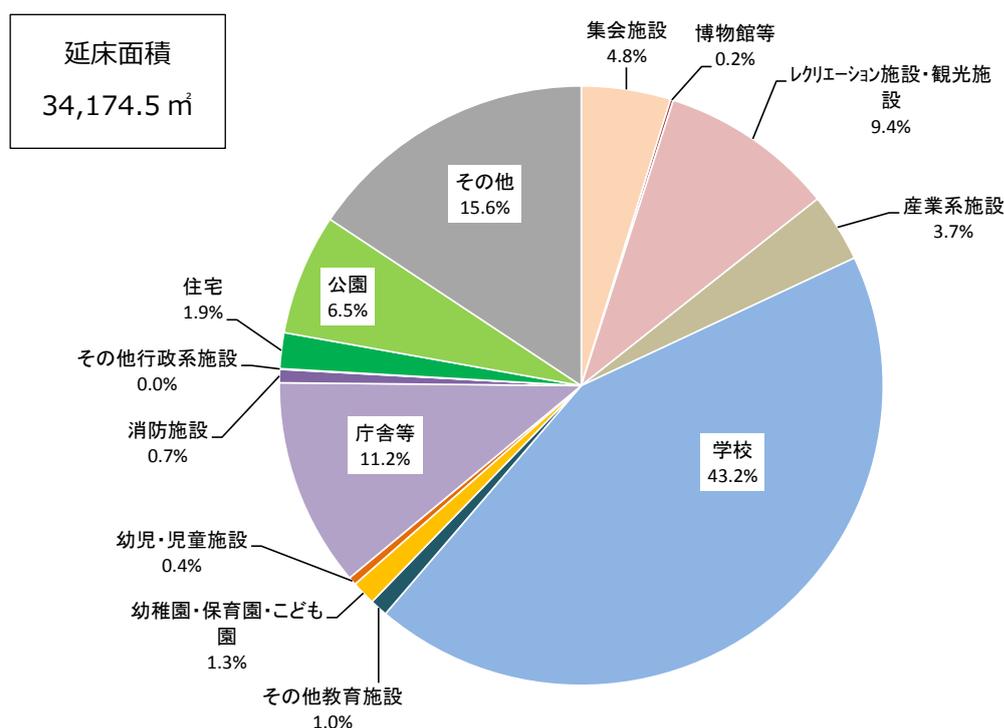
本村が管理所有する公共建築物の延床面積は 34,174.5 m²です。また、延床面積の内訳は「学校」が 43.2%と最も多くを占めており、次いで「その他」が 15.6%、「庁舎等」が 11.2%と、この三分類の施設あわせて約 70%を占めています。

図表3-2-1：東吉野村における施設分類ごとの延床面積

大分類	中分類	棟数 (棟)	延床面積 (m ²)
市民文化系施設	集会施設	2	1,633.0
社会教育系施設	博物館等	2	53.0
スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	19	3,199.6
産業系施設	産業系施設	1	1263.2
学校教育系施設	学校	21	14,777.3
	その他	1	325.0
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	443.0
	幼児・児童施設	1	150.0
行政系施設	庁舎等	4	3,840.0
	消防施設	3	245.4
	その他	2	12.1
住宅	住宅	10	659.9
公園	公園	9	2,229.6
その他	その他	40	5,343.4
公共建築物小計		117	34,174.5

(平成 28 年度東吉野村調査より)

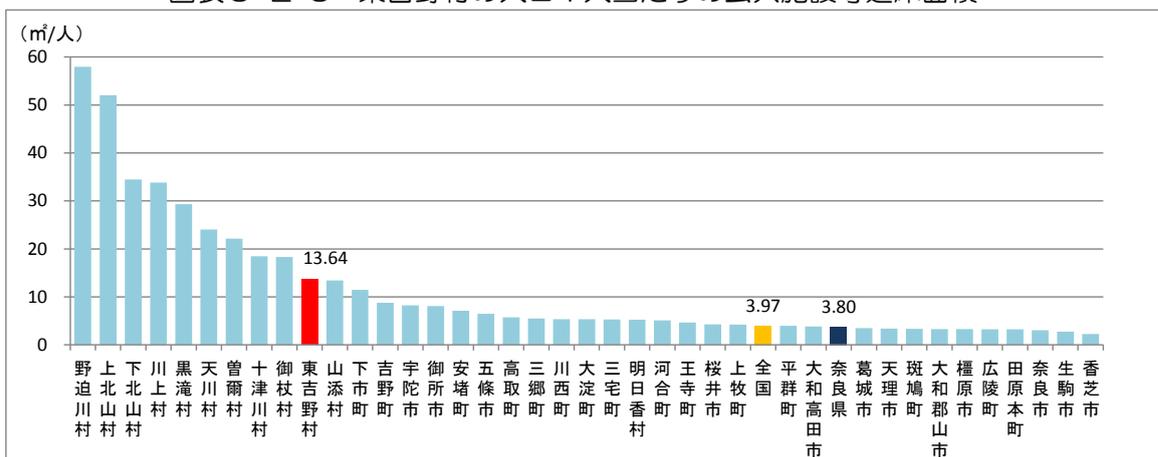
図表3-2-2：施設分類ごとの延床面積の内訳



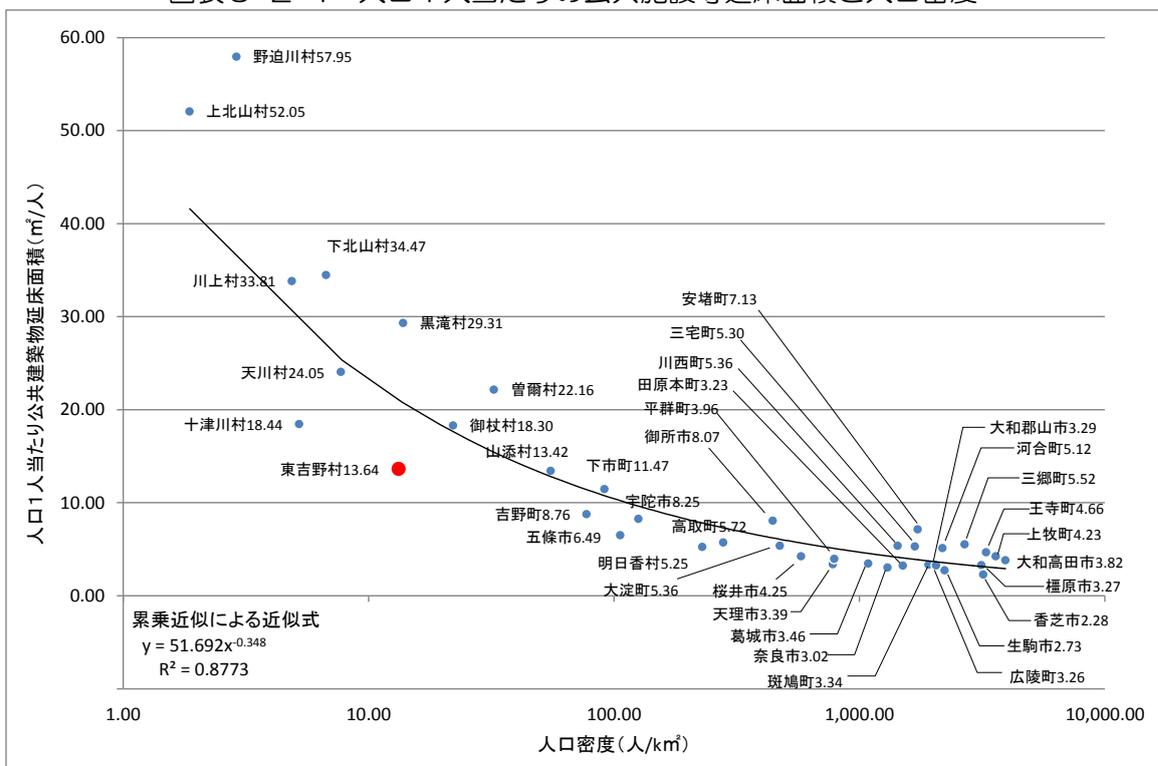
(2) 人口1人当たりの公共建築物延床面積と県下他自治体との比較

本村における人口1人当たりの公共建築物延床面積は 13.64 m²/人と、奈良県平均 3.80 m²/人や全国平均 3.97 m²/人を大幅に上回っており、県下 39 市町村中では 10 番目に大きくなっています。また、人口密度が同規模（100 人/km²以下）の 13 町村の中で比較すると、人口1人当たりの公共建築物延床面積は、比較的小さくなっています。

図表3-2-3：東吉野村の人口1人当たりの公共施設等延床面積



図表3-2-4：人口1人当たりの公共施設等延床面積と人口密度



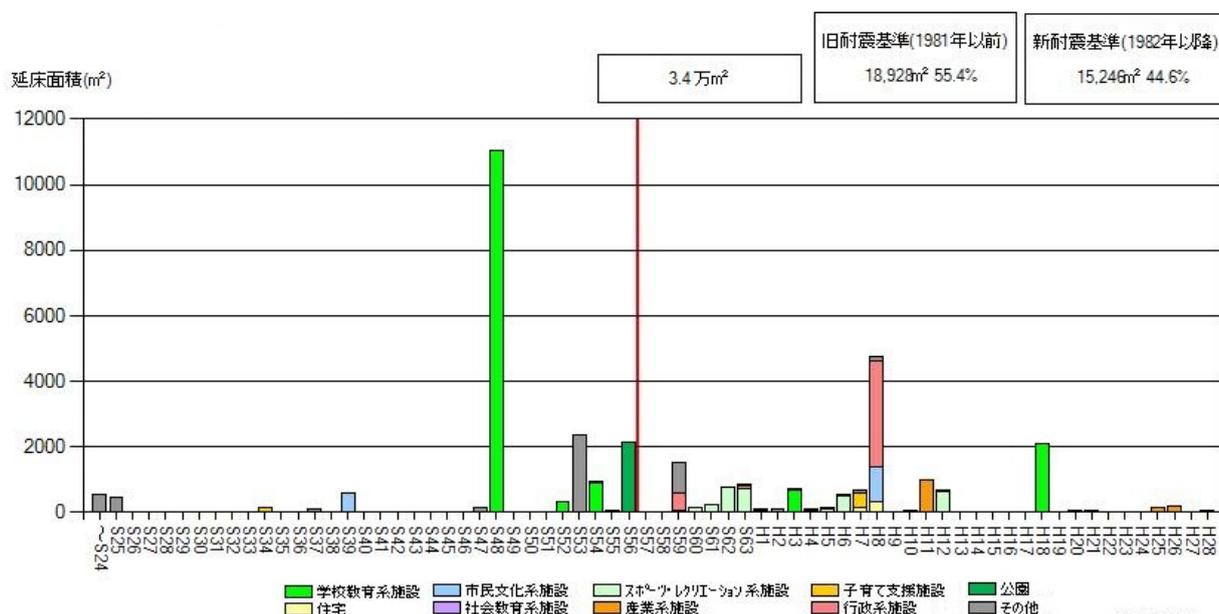
出典：総務省「公共施設状況調経年比較表（平成 26 年度）」
 総務省統計局「国勢調査結果（平成 27 年）」
 国土地理院「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」より算出

(3) 公共建築物年度別整備状況

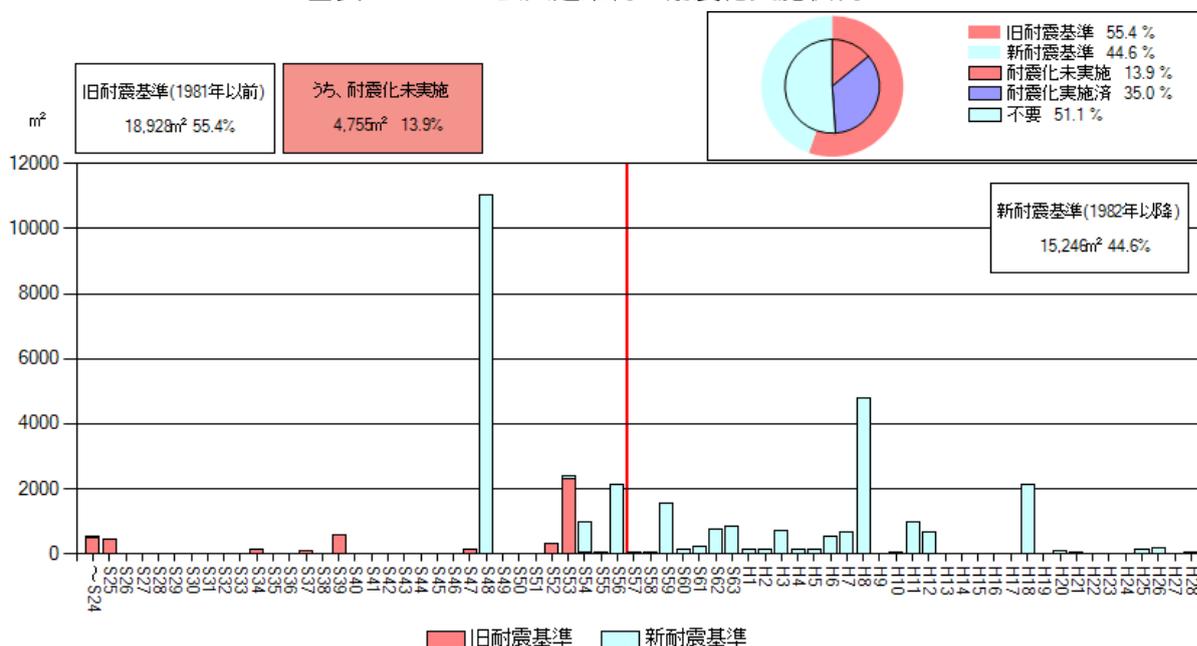
公共建築物を建築年度別にみると、約 55%が 1981 年以前の旧耐震基準で建設されています。施設分類別では、公園（約 98%）、学校教育系施設（約 81%）、その他（約 71%）の順に、1981 年以前の旧耐震基準で建設された割合が高くなっています。

また、旧耐震基準で建設された公共建築物の内、小中学校では耐震化が実施されている他、公園の大部分が耐震化の不要な施設であり、耐震化が未実施の施設は旧耐震基準の施設の内約 25%（施設全体の約 14%）となっています。耐震化が未実施の施設には市民文化系の施設や、子育て支援施設、行政系施設も残されているため、これらの施設に関して、大規模改修や建替えを含む、適切な維持管理を行っていく必要があります。

図表 3-2-5：施設分類ごとの延床面積の内訳



図表 3-2-6：公共建築物の耐震化実施状況



2. インフラ資産

(1) 道路

本村が保有する道路は実延長 137,283.9m、道路部の面積は 421,429.95 m²となっています。

また、保有するトンネルは 1 箇所、実延長 110.4m、路面部面積が 684.48 m²となっています。トンネルに関しては、平成 32 年度までにトンネル長寿命化修繕計画の策定が予定されています。

図表 3-2-7：道路の規模

中分類	実延長 (m)	道路部面積 (m ²)
道路	137,283.9	421,429.95
トンネル	110.4	684.48

(2) 橋りょう

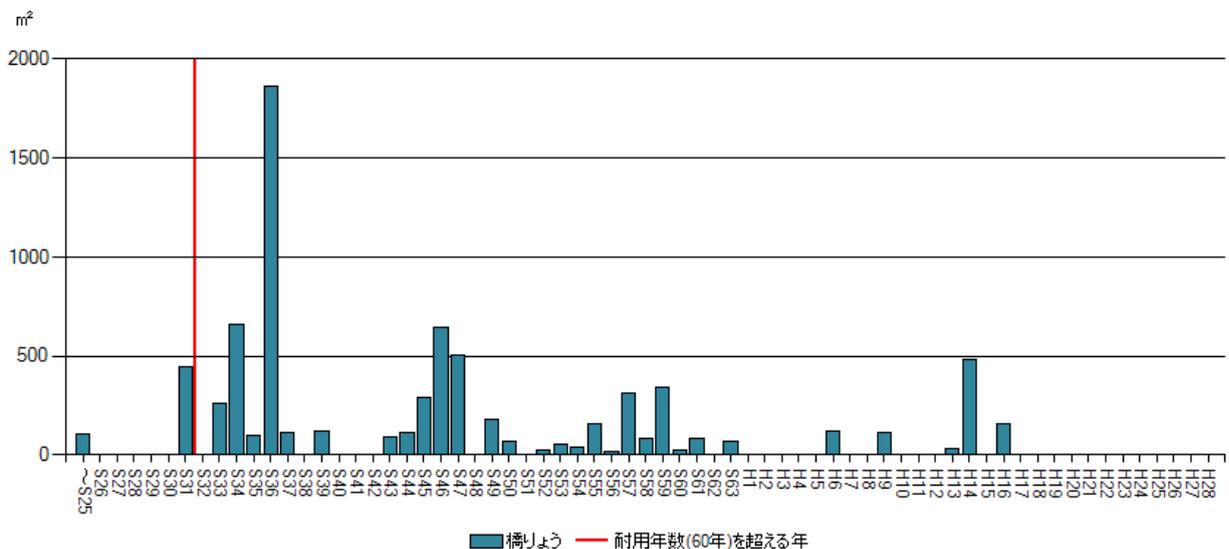
本村が保有する橋りょうは箇所数が 231 箇所、実延長 2,478.2m、橋りょう面積は 8,442.34 m²となっています。

また、橋りょうの内約 6.5%が耐用年数である 60 年以上経過しており、残り 93.5%が耐用年数以内ではありますが、今後数年の内に耐用年数を超える橋りょうも多く存在するため、橋りょうの状態把握を行い、計画的に修繕を行っていく必要があります。

図表 3-2-8：橋りょうの箇所数・規模

中分類	箇所数 (箇所)	実延長 (m)	橋りょう面積 (m ²)
橋りょう	231	2,478.2	8,442.34
長さ区分	15m未満	190	—
	15m以上	41	—

図表 3-2-9：橋りょうの年度別整備面積



(3) 水道

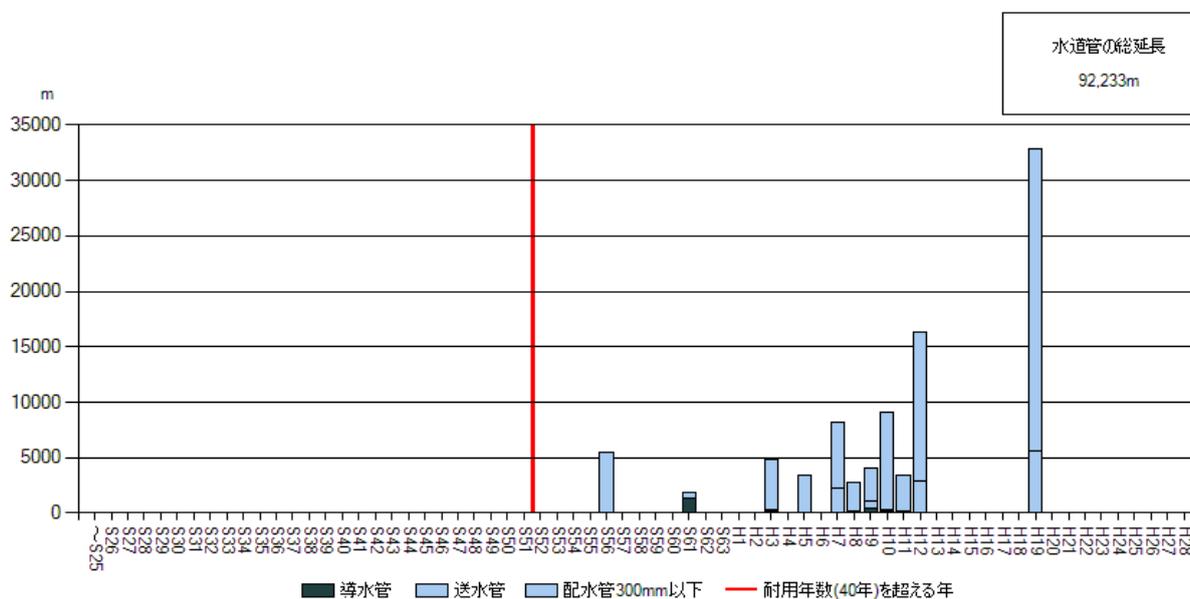
本村が保有する水道施設は、25 施設で 613.55 ㎡、水道管の実延長は導水管が 2,668 m、送水管が 11,465m、配水管が 78,102mで合計 92,233mとなっています。

また、管路は現在のところ耐用年数の 40 年を超えるものはありませんが、先を見据えた計画的な維持管理を行っていくことが求められます。

図表 3-2-10：水道施設の概要

施設内容			施設数量	
簡易水道施設、飲料水供給施設			25 棟	613.55 ㎡
管路	導水管	300mm 未満	2,668m	
	送水管	300mm 未満	11,465m	
	配水管	0~50mm	7,480m	
		51~75mm	29,665m	
		76~100mm	23,287m	
		101~150mm	16,670m	
	配水管 計		78,102m	
管路 計			92,233m	

図表 3-2-11：水道管の年度別整備延長



第3節 更新費用の算定

1. 将来更新費用の算定方法

将来更新費用の試算について、総務省の公共施設等更新費用試算ソフト（以下、試算ソフト）に基づき算定しました。この試算ソフトは、将来の公共施設等の更新費用を推計するに当たり、物価の変動、落札率、国庫補助制度及び地方財政制度の変更等の様々な変動要因がある中で、地方公共団体の規模にかかわらず簡便に推計し、将来の財政運営の参考にするためのものです。

公共施設等の種類ごとに、耐用年数経過後に、現在と同じ量（面積、延長）で更新すると仮定し、「数量×更新単価」にて、調査年度から40年度分の更新費用を試算しています。

図表3-3-1：施設別の更新時期と単位数量

種別	更新時期	単位数量
公共建築物	建築から30年後に大規模改修 (修繕期間2年)	延床面積 (㎡)
	建築から60年後に建替え (建替え期間3年)	
道路	15年毎に打換え	舗装面積 (㎡)
橋りょう	整備から60年後に更新	橋りょう面積 (㎡)
水道(管路)	整備から40年後に更新	管路延長 (m)

図表3-3-2：総務省公共施設等更新費用試算ソフト更新単価(1)

施設用途	大規模改修		建替え	
	単価	単位	単価	単位
学校教育系施設	17	万円/㎡	33	万円/㎡
市民文化系施設	25	万円/㎡	40	万円/㎡
社会教育系施設	25	万円/㎡	40	万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20	万円/㎡	36	万円/㎡
産業系施設	25	万円/㎡	40	万円/㎡
子育て支援施設	17	万円/㎡	33	万円/㎡
保健・福祉施設	20	万円/㎡	36	万円/㎡
医療施設	25	万円/㎡	40	万円/㎡
行政系施設	25	万円/㎡	40	万円/㎡
住宅	17	万円/㎡	28	万円/㎡
公園	17	万円/㎡	33	万円/㎡
その他	20	万円/㎡	36	万円/㎡

図表 3-3-3：総務省公共施設等更新費用試算ソフト更新単価（2）

施設用途	更新年数	更新単価	
道路	15 年	4,700	円/m ²
橋りょう	60 年	448	千円/m ²
水道	40 年	導水管 ～300mm 未満	100 千円/m
		送水管 ～300mm 未満	100 千円/m
		配水管 ～150mm 以下	97 千円/m

図表 3-3-4：最近 5 力年の建設投資的経費

		単位：千円			
		既存更新分	新規整備分	合計	年平均
公共建築物		152,976	0	152,976	30,595
インフラ 資産	水道	91,414	0	91,414	18,283
	橋りょう	0	0	0	0
	道路	56,276	9,406	65,682	13,136
公共施設等 総合計				310,072	6,2014

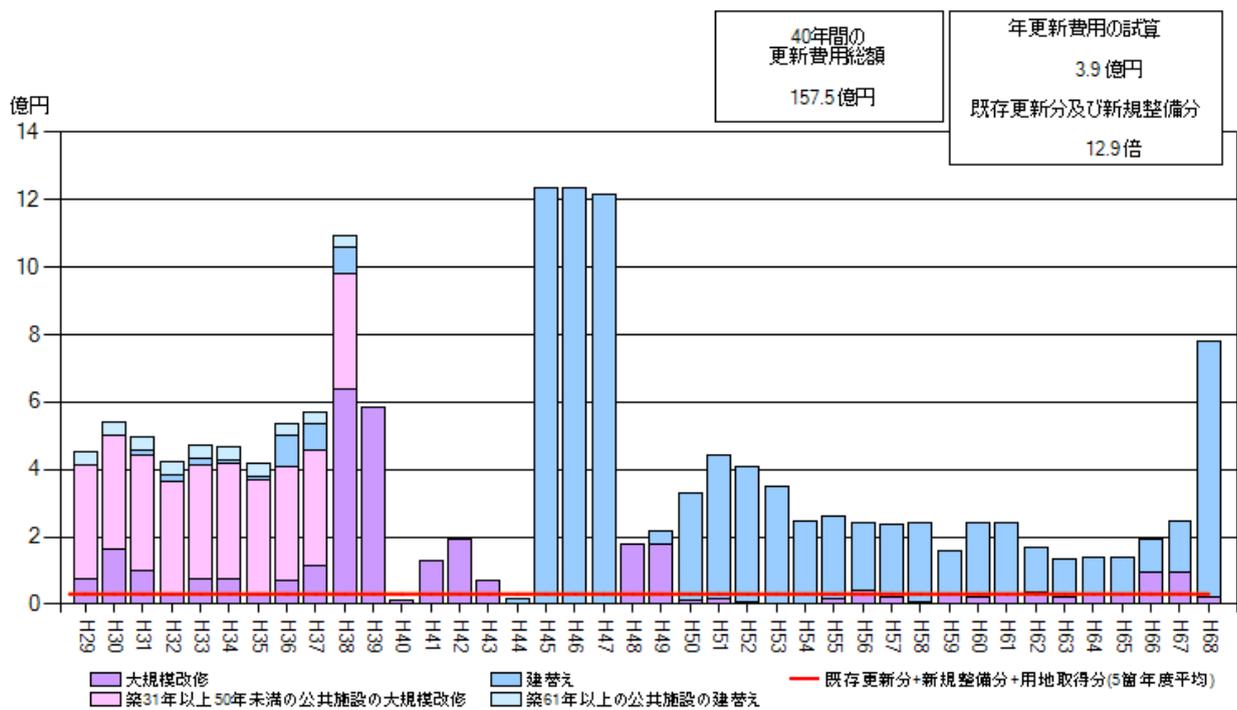
2. 将来更新費用の算定結果

(1) 公共建築物の将来更新費用

前述の条件により、今後40年間、このまま公共建築物を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、40年間で約157.5億円、年平均約3.9億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新費用の年平均と比較して約12.9倍となります。

平成38年及び平成45年～平成47年、平成68年は、他の年度に比べ、大規模改修や建替えのための更新費用が多くなることが予想されます。

図表3-3-5：建築施設の年度別更新費用

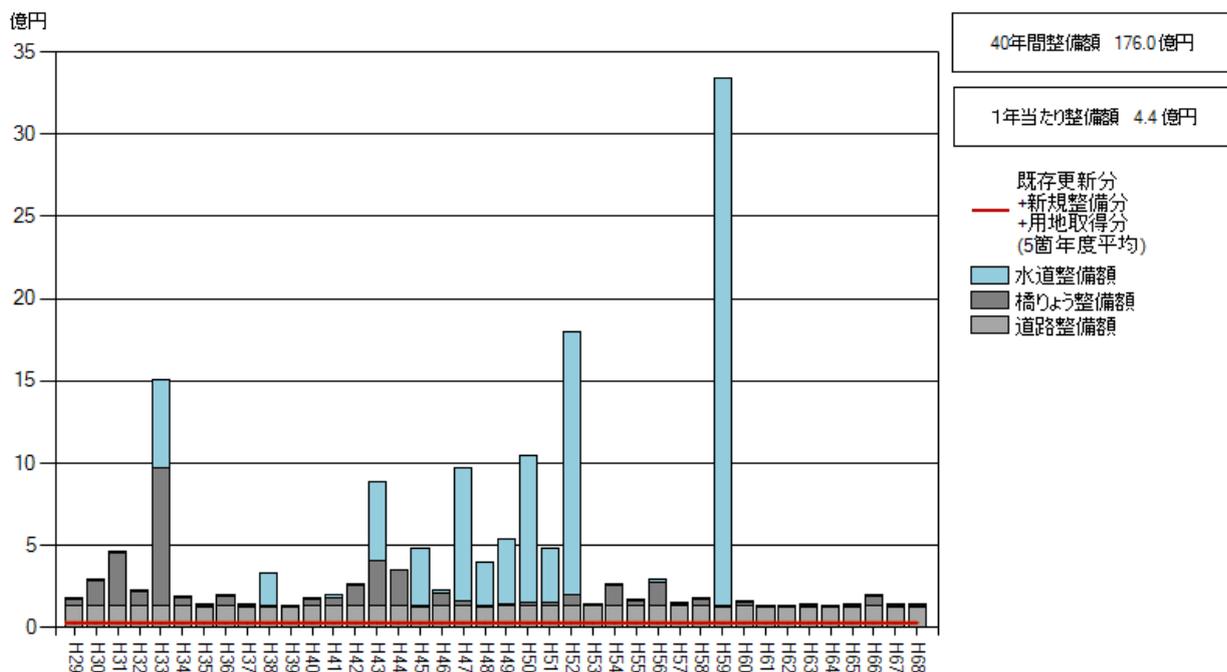


(2) インフラ資産の将来更新費用

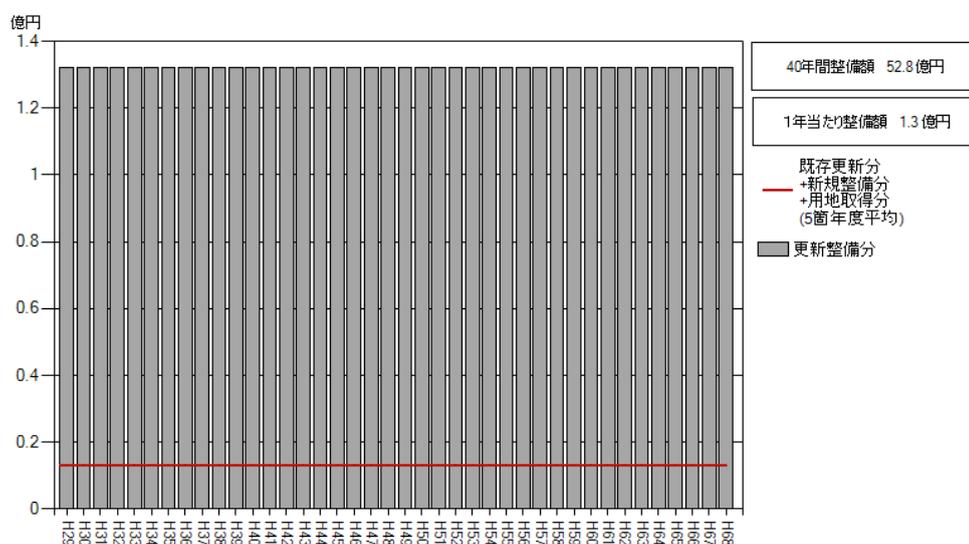
公共建築物における試算と同様、今後 40 年間、このままインフラ資産（道路、橋りょう、上水道）を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、40 年間で約 176.0 億円、年平均約 4.4 億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新費用の年平均と比較して約 14.7 倍となります。

なお、水道施設及び水道管についての更新費用は全て水道整備額の区分に集計されています。

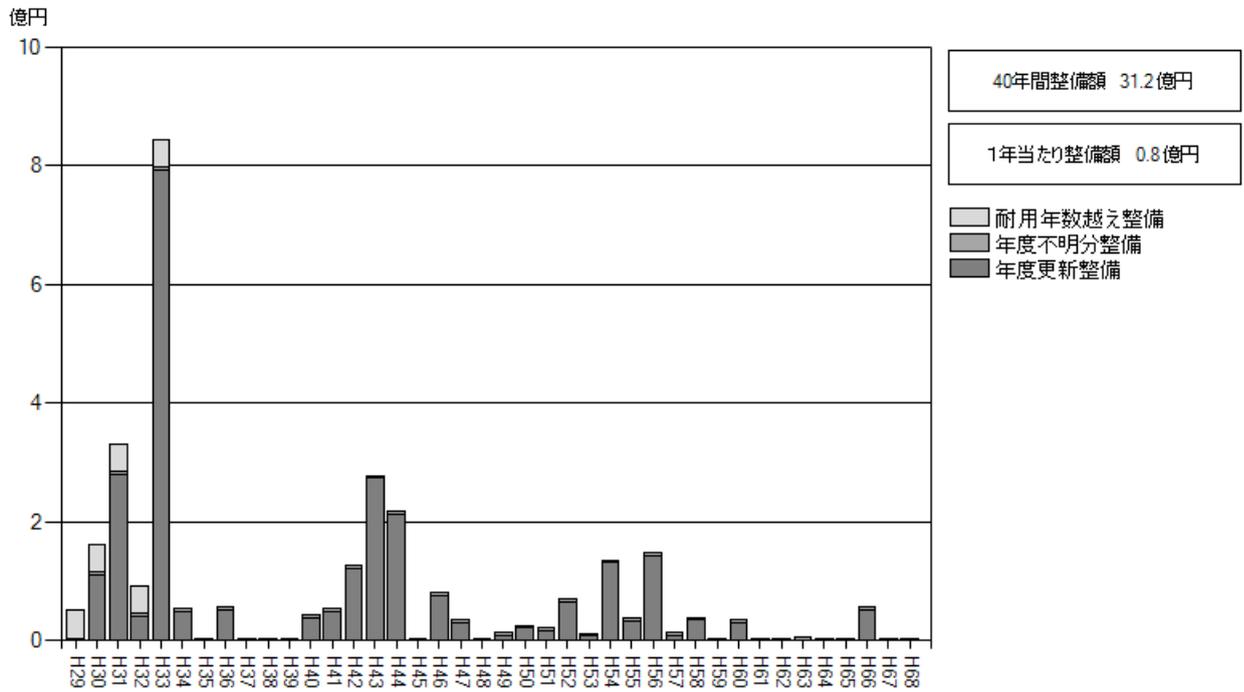
図表 3-3-6：インフラ施設全体の年度別更新費用



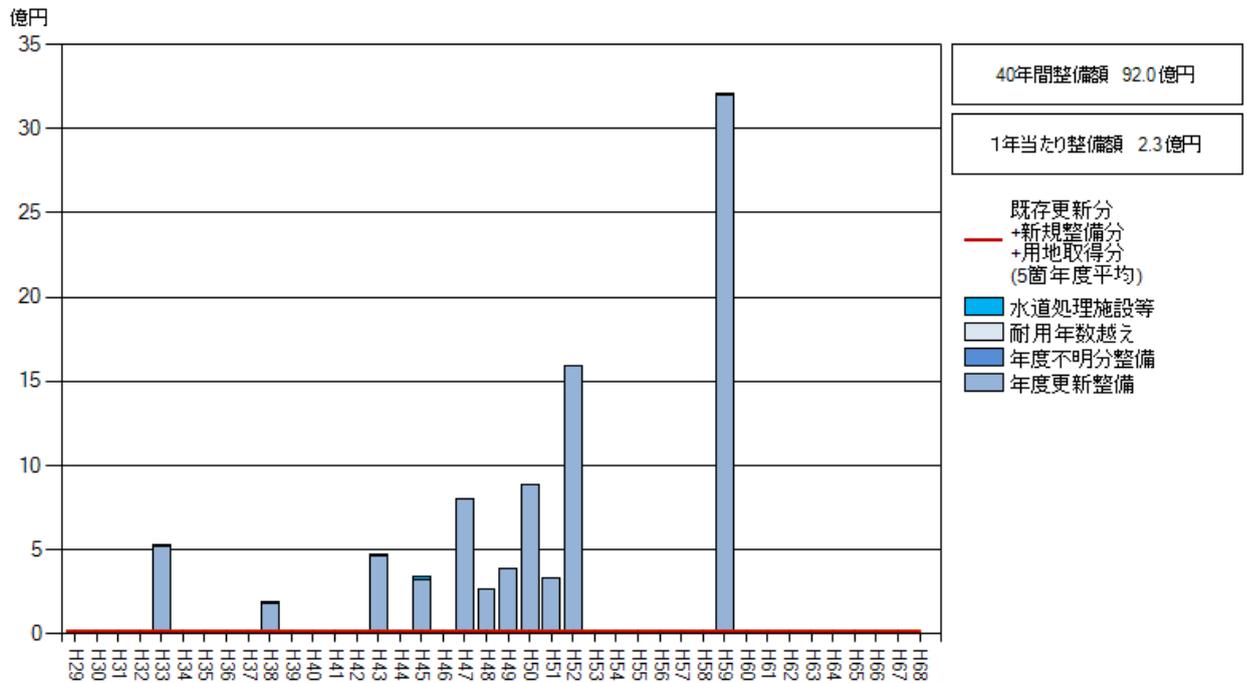
図表 3-3-7：道路の年度別更新費用



図表3-3-8：橋りょうの年度別更新費用



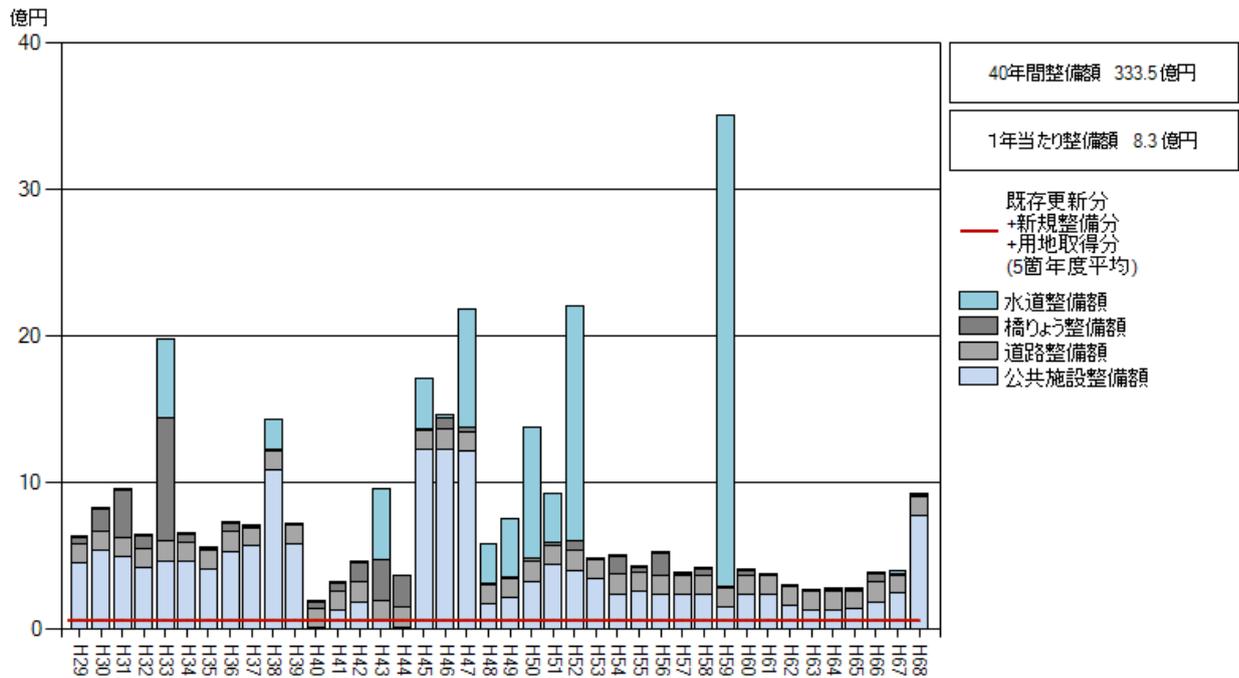
図表3-3-9：水道の年度別更新費用



(3) 公共施設全体の将来更新費用

公共建築物及びインフラ資産を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、40年間で約333.5億円、年平均約8.3億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新費用の年平均と比較して約13.8倍となります。

図表3-3-10：公共施設全体の年度別更新費用



第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 基本的な方針について

本村の公共施設等の現状と課題を踏まえ、長期的な視点で目指すべき基本的な管理方針を定め、全庁的な体制で取り組んでいきます。

1. 現状や課題に関する基本認識

本村では、今後、少子高齢化が進行するとともに、人口も大幅に減少し、2060年には800人まで減少すると見込まれています。

人口減少に伴い、生産年齢人口が減少することで、税収の減少が予想されるとともに、高齢者人口の増加に伴い、扶助費等のさらなる増加も考えられます。

また、これらの将来の人口推計や、住民ニーズが変化していくことを踏まえて、利用者が減少し、使用頻度の低下した施設や、住民ニーズに対応した公共サービスのあり方を見直していくことが必要です。そして、施設の利用需要の変化に応じて、公共施設等の最適な量や配置を実現することが望まれます。

一方、今後、多くの公共施設等が更新時期を向かえ、改修費用の大幅な増加が見込まれています。今後40年間で要する維持更新費用を試算すると、総額約333.5億円、年平均約8.3億円となります。これは、平成27年度の本村の歳出額の約33%を占めることとなり、将来的に多額の維持管理コストが必要であることが伺えます。

そのため、厳しい財政状況の中、本村の特色を活かしたまちづくりを目指し、計画的な予防策を講じることによる公共施設等の長寿命化や老朽化した施設の改修・更新、公共施設等の改修・更新の効率化や時期の分散化等による財政負担の平準化、人口減少や人口構造の変化、住民のニーズをもとに必要な公共施設等の保有量を検討した上で、施設の統合や廃止等を計画的かつ効率的に推進することが求められます。

2. 基本的な考え方

本村の将来の更新費用が明らかになり、将来の財政運営・施設運営を行っていく上での課題が浮かんできました。

この課題に対して、今後、十分な検討の上で、必要に応じて、公共施設等の総量や配置について、以下の考えで対応します。

公共建築物については、老朽化が進んでいる施設が多いことから、地区ごとの人口動向の分析等を行い、公共施設等の適正な量や配置を実現し、コスト削減を図ります。

インフラ資産については、住民等が安心して使用できるよう、計画的かつ予防保全の考え方を取り入れ、安全を確保するとともに、コスト削減を図ります。

また、地域住民や各種団体等との協働も含めた民間活力の導入によって、運用・維持管理費の削減を図ります。

3. 数値目標の設定

(1) 公共建築物

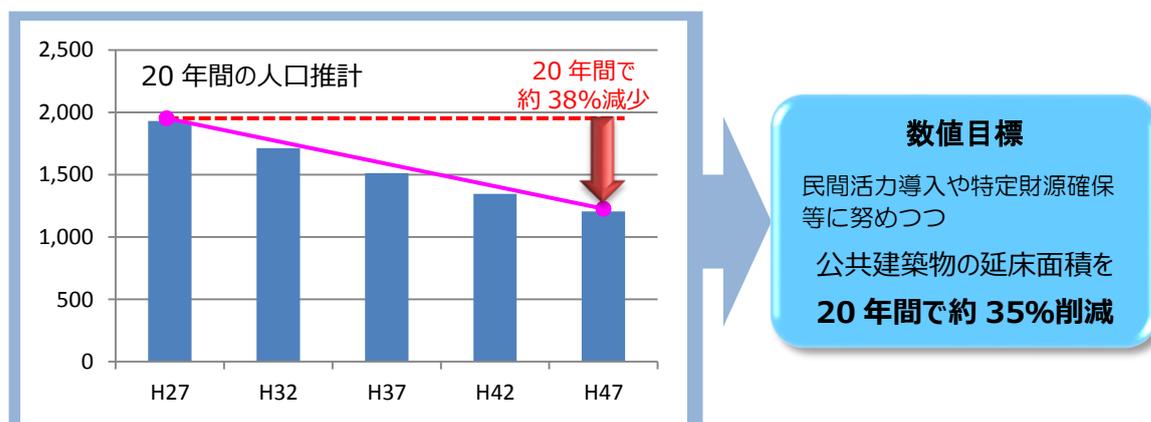
現状の課題でも示したとおり、本村の人口は減少傾向にあります。人口推計では、2015年（平成27年）から2035年（平成47年）までの20年間で1,931人から1,204人、約38%の人口が減少する見込みとなっています。

公共建築物の利用状況が現在と同様であるとする、必要な施設の総量も人口減少に併せて減少していくと考えられます。そのため、計画期間の20年間で、人口減少率に応じた施設保有量（延床面積）を縮減することを、施設の適正化の指標として設定します。

なお今後は、施設量の削減と併せて、民間活力の導入や特定財源の確保等に努めることにより、公共施設等の維持管理に係る費用の縮減に取り組みます。

この考えに基づき、20年間で施設保有量（延床面積）を約35%削減することを目標とします。

図表4-1-1：数値目標設定の考え方



(2) インフラ資産

インフラ資産に関しては、住民生活の基盤であり、またライフラインとしての機能も有しているため、住民等が安心して使用できるよう、計画的かつ予防保全の考え方を取り入れ、安全を確保するとともに、コスト削減を図ることを目標とします。

施設総量の削減にあたっては、各長寿命化計画にもとづくライフサイクルコストの縮減を図る中で、老朽化により安全性の確保が困難になったものや利用頻度の減少が顕著な施設について、適正な配置のあり方を見直すこととします。

第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 点検・診断等の実施方針

主要な公共施設等について、法定点検に加え、必要に応じて任意の点検を行い、施設設備の劣化状況、安全性等を把握します。その診断結果をもとに、施設の利用率、効用等を考慮したうえで、各施設の保全対策の優先度を決定します。

2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等をできる限り長く使用することを基本認識として、利用率、効用、老朽度合等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等を実施します。

大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷等が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図ります。

また、公共施設等の維持管理に関しては、管理運営の民間委託等も含め維持費などの縮減方法について検討します。

3. 安全確保の実施方針

危険性が認められた施設については、速やかに安全確保の改修及び長寿命化対策を実施します。ただし、大規模な改修が必要でありながら、利用率、効用等の低い施設について、今後その利用及び効用が向上する見込みがなければ、総合的な判断により施設の供用を廃止し、機能を安全性の確保された既存の施設に移転させることを検討します。

また、既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響、住民の安全・安心を考慮し、早期に解体、除却します。

4. 耐震化の実施方針

公共建築物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、庁舎では被害情報や災害対策指示が行われるなど応急活動の拠点となります。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能を確保するため、現時点で耐震面に懸念のある建物がある場合、緊急度を判断し、計画に基づき、耐震性を備えた既存の建物に機能を移転させる方法を基本方針として災害に備えます。

インフラ資産については、日常時はもちろん、大規模災害時等において重要な基盤施設となることから、施設ごとに耐震化対策を実施することとします。特に、災害時の輸送等に対応する緊急輸送道路について、健全度診断の結果から優先順位をつけ、順次補強工事を実施していきます。

5. 長寿命化の実施方針

全ての施設の機能の不具合や設備の劣化などに対して、従来のように修繕改修していくことは、大きな財政負担を強いることとなります。そのため、点検・診断等の実施方針により早期に各施設の状態を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

今後は、原則として各施設等を耐用年数まで使用することとし、財政負担の抑制と平準化を図ります。

6. 統合や廃止の推進方針

公共施設等の維持費用を縮減するためには、余剰施設の統合や廃止による施設数縮減の推進が有効ですが、当村においては保有施設に限られており、重複した施設の統廃合の実施が可能であるケースはかなり限定されます。そのため、統合することが可能であり将来的に有益と判断される施設については統合を推進することとし、公共施設等の最適化の方策については、あらゆる用途の施設を全て自前で整備することを前提とするのではなく、可能であれば近隣の自治体と公有財産（施設等）を相互利用するなど、自治体間での連携を図り、広域的な視点からも必要な公共サービスの提供を幅広く検討していきます。

第3節 推進体制

1. 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

中長期的な視点での施設整備・管理運営計画には財政措置が不可欠であり、財政計画等との整合性を持たせることが必要となります。予算編成段階から関係事業部署間で連携をとり、公共施設等を経済的かつ効率的に運営していくというコスト意識を全ての職員が共有し、総合的かつ計画的な管理を実施するため、公共施設等に関するデータベースの一元化を進め、利用・運営・コスト状況、現状や点検・修繕などの情報共有を図ることで、効率的な維持管理が出来るように取り組んでいきます。

2. フォローアップの実施方針

本計画については、所管部署と連携して定期的に進捗確認を行うとともに、必要に応じ方針や目標の見直しを行います。

また、住民の皆様への積極的な情報開示により、公共施設等の現状や課題を共有し、将来のあり方について意見交換を行いながら、計画を推進していきます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第1節 公共建築物

1. 市民文化系施設

図表5-1-1は、本村が所有する市民文化系施設2施設の施設名称、延床面積及び建築年度等、施設概要をまとめたものです。

図表5-1-1：市民文化系施設の状況

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表 建築 構造	代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
集会施設	東吉野村住民ホール	東吉野村大字小川 99	1,047.00	RC造	1996	20	不要	不要
	中央公民館	東吉野村大字小川 475	586.00	RC造	1964	52	未実施	未実施
合計			1,633.00					

(1) 施設の概要

- ・市民文化系施設は2施設あり、総延床面積は1,633.00㎡です。
- ・この内、中央公民館は建築後52年が経過し、建替えが必要な時期が近づいています。また、旧耐震基準の建築であるものの、耐震診断、耐震補強共に実施されていない状況にあります。

(2) 管理方針

- ・市民文化系の公共建築物は住民が集う場であることから、安全性を十分に確保するため、日常点検や補修など、計画的な維持管理に努めるとともに、効率的な維持管理によるコストの縮減を図ります。
- ・中央公民館は建築後50年以上が経過し、耐震補強についても未実施であるため、耐震補強や施設の更新など、安全確保の方法について検討するとともに、施設の複合化や統廃合などにより、適正な配置を検討します。

2. 社会教育系施設

図表5-1-2は、本村が所有する社会教育系施設2施設の施設名称、延床面積及び建築年度等、施設概要をまとめたものです。

図表5-1-2：社会教育系施設の状況

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表 建築 構造	代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
博物館等	原石鼎旧居	大字小北地 672	53.00	W 造	1989	27	不要	不要
	収蔵庫「つくばね」	大字小	44.16	RC 造	1992	24	不要	不要
合計			97.16					

(1) 施設の概要

- ・社会教育系施設は2施設あり、総延床面積は97.16㎡です。
- ・2施設共に、新耐震基準で建設された施設であり、耐震化は不要です。
- ・2施設ともに、数年で経過年数が30年未満ですが、数年後には大規模改修の時期となります。

(2) 管理方針

- ・日常点検や補修など、計画的な維持管理に努めるとともに、損傷等が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、安全性を十分に確保するとともに機能の保持・回復を図ります。
- ・両施設とも利用状況や稼働率などを考慮して実態に合った運営方法を検討するとともに、施設の運営や維持管理の民間委託についても検討します。

3. スポーツ・レクリエーション系施設

図表5-1-3は、本村が所有するスポーツ・レクリエーション系施設 8 施設の施設名称、延床面積及び建築年度等、施設概要をまとめたものです。

図表5-1-3：スポーツ・レクリエーション系施設の状況

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表建築構造	代表建築年度	経過年数	耐震診断	耐震補強	
レクリエーション施設・観光施設	ふるさと村	レストハウス（休憩所）	大字大豆生	84.00	W 造	1994	22	不要	不要
		やはた温泉	大字大豆生	467.00	SRC 造	1994	22	不要	不要
		ふるさと会館	大字大豆生 739	941.91	S 造	1988	28	不要	不要
		東吉野村ふれあいの森	大字大豆生	29.71	W 造	1984	32	不要	不要
		ビジターセンター	大字大豆生 739	575.00	W 造	1987	29	不要	不要
		ホテルの館	大字大豆生 739	379.00	W 造	1985	31	不要	不要
		たかすみの里	大字平野 835 番地	652.00	RC 造	2000	16	不要	不要
		東吉野キャンプ場	大字小	71.00	W 造	1989	27	不要	不要
合計			3,199.62						

※ビジターセンターは建築後約 100 年経過した木造建築であり、今後も改築により長寿命化を図るため、直近の大規模改修年を建築年度としている

(1) 施設の概要

- スポーツ・レクリエーション系施設は 8 施設あり、総延床面積は 3,199.62 ㎡です。
- 東吉野村ふれあいの森は建設後 32 年が経過し、老朽化がすすんでいます。また、ふるさと会館、ビジターセンター、東吉野キャンプ場も数年で経過年数が 30 年となり、大規模改修の時期となります。
- レストハウス（休憩所）、やはた温泉、ふるさと会館、ふれあいの森、ビジターセンター、ホテルの館は「ふるさと村」エリアに設置されています。
- ビジターセンターは、100 年前の校舎を利用した施設です。
- 各施設とも、新耐震基準により建設されています。

(2) 管理方針

- 村外からの利用者も多数あり、本村の観光振興に寄与する施設として適切な維持管理に努め安全性の確保を図るとともに、利用状況を鑑み適切な施設規模を検討します。
- 経過年数が 30 年に近く、大規模改修も必要な時期となる施設もみられるため、日常点検や補修など、計画的な維持管理に努めるとともに、損傷等が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、安全性を十分に確保するとともに機能の保持・回復を図ります。
- 施設の運営や維持管理に関しては、民間への委譲や民間委託を図っていきます。

4. 産業系施設

図表5-1-4は、本村が所有する産業系施設 4 施設の施設名称、延床面積及び建築年度等、施設概要をまとめたものです。

図表5-1-4：産業系施設の状況

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表 建築 構造	代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
産業系 施設	東吉野村シェアオフィス	大字小川 610-2	188.00	W 造	2014	2	不要	不要
	東吉野村林業振興拠点施設	大字小川 133-1・133-2	143.01	W 造	2013	3	不要	不要
	杉風舎	堺市百舌鳥夕雲町大仙公園内	97.00	W 造	1988	28	不要	不要
	東吉野村農林水産物処理加工施設	大字鷺家 224 番地	979.00	S 造	1999	17	不要	不要
合計			1,407.01					

※東吉野シェアオフィスは古民家を活用した施設であり、今後も改築により長寿命化を図るため、直近の大規模改修年を建築年度としている

(1) 施設の概要

- ・産業系施設は 4 施設あり、総延床面積は 1,407.01 ㎡です。
- ・東吉野村シェアオフィスは築 70 年の民家のリノベーションにより開設されています。
- ・杉風舎は堺市の大仙公園内に開設された施設で、本村の特産品の展示・販売や景観等の紹介を行っています。
- ・東吉野村林業振興拠点施設は 2013 年度に建設された施設であり、本村の資材を用いたモデルハウスとしての役割を備え、また、森林組合の事務所として機能しています。

(2) 管理方針

- ・地域の活性化や林業振興にあたり重要な施設として、今後、点検・診断等の実施方針により早期に施設の状態を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・杉風舎は利用状況や稼働率などを考慮して実態に合った運営方法を検討するとともに、効率的な維持管理の方法についても検討します。

5. 学校教育系施設

図表 5-1-5 は、本村が所有する学校教育系施設 3 施設の施設名称、延床面積及び建築年度等、施設概要をまとめたものです。

図表 5-1-5：学校教育系施設の状況

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表 建築 構造	代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
学校	東吉野中学校	大字小栗栖 825	11,048.00	RC 造	1973	43	実施済み	実施済み
	東吉野小学校	大字小川 604 他	3,729.31	RC 造	2006	10	不要・実 施済み	不要・実 施済み
その他	学校給食センター	大字小川 433-1	325.00	SRC 造	1977	39	未実施	未実施
合計			15,102.31					

(1) 施設の概要

- 学校教育系施設は 3 施設あり、総延床面積は 15,102.31 ㎡です。
- 東吉野中学校は建設後 43 年、学校給食センターは 39 年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。特に東吉野中学校では外壁や屋根の劣化による雨漏りなどが確認されています。
- 東吉野中学校、東吉野小学校は、耐震補強が実施されていますが、学校給食センターは旧耐震基準の建築であるものの、耐震診断、耐震補強共に実施されていない状況にあります。

(2) 管理方針

- 安心して安全に教育を受けることができる環境整備を推進するため、予防的な修繕等の実施を徹底します。
- 長寿命化の推進により維持管理費の平準化を図ります。
- 児童、生徒の減少を受けて、小学校・中学校の一貫校として統合や、周辺自治体の学校教育施設との統合等の広域化について検討します。
- 老朽化が進む小学校及び中学校の体育館は、安全・安心な学校生活を送れるよう、大規模改修に取り組みます。

6. 子育て支援施設

図表5-1-6は、本村が所有する子育て支援施設2施設の施設名称、延床面積及び建築年度等、施設概要をまとめたものです。

図表5-1-6：子育て支援施設の状況

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表 建築 構造	代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
子育て支 援施設	東吉野こども園	大字小 223	443.00	W造	1995	21	不要	不要
	小川地区デイサ ービスセンター	大字小川 507-1、513-1	150.00	W造	1959	57	未実施	未実施
合計			593.00					

(1) 施設の概要

- 子育て支援施設は2施設あり、総延床面積は593.00㎡です。
- 子育て支援施設2施設の内、小川地区デイサービスセンターは学童用集会所として使用されています。
- 小川地区デイサービスセンターは建設後57年が経過し、耐震補強も未実施です。

(2) 管理方針

- 小川地区デイサービスセンターは建設後60年近くが経過し、建替えが必要な時期が迫っているため、施設の廃止・複合化等も視野に入れつつ、維持管理を適切に行います。

7. 行政系施設

図表5-1-7は、本村が所有する行政系施設 6 施設の施設名称、延床面積及び建築年度等、施設概要をまとめたものです。

図表5-1-7：行政系施設の状況

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表 建築 構造	代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
庁舎等	東吉野村役場	大字小川 99	3,839.95	RC 造	1996	20	不要	不要
消防施設	本部機動隊詰所及び消防車庫	大字小川 2187	69.00	SRC 造	1979	37	未実施	未実施
	第 4 分団消防詰所	大字小 531-3	70.50	RC 造	1998	18	不要	不要
	第 9 分団消防	谷尻 275	25.89		2000	16	不要	不要
	第 7 分団消防詰所	鷺家 85	80.04	RC 造	2008	8	不要	不要
その他	水防施設	大字伊豆尾	12.12	W 造	2000	16	不要	不要
合計			4,097.50					

(1) 施設の概要

- 行政系施設は 6 施設あり、総延床面積は 4,097.50 ㎡です。
- 行政系施設は本部機動隊詰所及び消防車庫を除き、経過年数が浅く、耐震補強も不要です。
- 本部機動隊詰所及び消防車庫は建設後 37 年が経過し、耐震補強も未実施です。

(2) 管理方針

- 役場施設は多くの住民が利用する施設であるため、適切に維持管理を行い安全確保を図ります。
- 本部機動隊詰所及び消防車庫は耐震補強が未実施の上、経過年数が 30 年を超え大規模改修が必要となるため、他の消防施設も含めて、長寿命化等を適切に行うとともに、今後の編成に応じた統廃合などにより、適正な配置を検討します。

8. 住宅

図表5-1-8は、本村が所有する住宅4施設の施設名称、延床面積及び建築年度等、施設概要をまとめたものです。

図表5-1-8：住宅の状況

中分類	施設名称	棟名	所在地	延床面積 (㎡)	代表 建築 構造	代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
村営住宅	村営住宅（鷺家）	A棟	大字鷺家 406-1	67.07	W造	1995	21	不要	不要
		B棟	大字鷺家 406-1	65.83	W造	1995	21	不要	不要
		C棟	大字鷺家 406	67.07	W造	1996	20	不要	不要
		D棟	大字鷺家 406	67.07	W造	1996	20	不要	不要
	村営住宅（木津）	-	大字木津	64.59	W造	1996	20	不要	不要
	村営住宅（小栗栖）	A棟	大字小栗栖	64.59	W造	1996	20	不要	不要
		B棟	大字小栗栖	64.54	W造	1996	20	不要	不要
		C棟	大字小栗栖 15-1	68.00	W造	2009	7	不要	不要
	村営住宅（三尾）	A棟	大字三尾 276	65.60	W造	1993	23	不要	不要
		B棟	大字三尾 276	65.50	W造	1993	23	不要	不要
合計				659.86					

(1) 施設の概要

- ・村営住宅は4施設あり、総延床面積は659.86㎡です。
- ・各施設とも、新耐震基準で建設されており、経過年数も20～23年と、比較的新しい施設ではあるものの、宅地造成部において亀裂、地盤沈下等の状況が見受けられます。

(2) 管理方針

- ・村営住宅については、修繕計画がないため、設備等の更新の時期等が明確ではありません。このため、定期的な点検の実施や予防的な修繕等の実施を徹底します。
- ・長寿命化の推進により維持管理費の平準化を図ります。
- ・村の将来人口を踏まえた需要を把握するとともに、適切な配置やあり方を検討した上で集約や廃止も検討します。

9. 公園

図表5-1-9は、本村が所有する公園施設 1 施設の施設名称、延床面積及び建築年度等、施設概要をまとめたものです。

図表5-1-9：公園の状況

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表 建築 構造	代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
公園	東吉野村立運動公園	大字中黒 1222	2,229.58	RC造・ W造・ S造	1980	36	不要 未実施	不要 実施済み 未実施
合計			2,229.58					

(1) 施設の概要

- 公園は 1 施設あり、総延床面積は 2,229.58 ㎡です。
- 東吉野村立運動公園の施設管理及び体育館の清掃、グラウンドの除草作業等は、それぞれ民間に委託されています。
- 体育館、テニスコート、ゲートボール場を借りる個人、団体は減少傾向にあります。

(2) 管理方針

- 公園施設は、災害時、住民の避難場所としての役割を担うことが考えられます。また、幼児期の安全な遊び場の確保とともに、高齢化の進む本村にとって快適で良好な生活環境を維持する施設であることから、適切な維持管理を実施します。
- 東吉野村立運動公園では、一部、旧耐震基準で建設されているため、必要に応じて耐震補強等、安全性の確保を図ります。

10. その他

(1) 施設の概要

図表5-1-10は、本村が所有するその他28施設の施設名称、延床面積及び建築年月日等、施設概要をまとめたものです。

図表5-1-10：その他施設の状況

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表 建築 構造	代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
その他	榛原駐車場管理棟	宇陀市榛原 2501-1	22.00	W造	1983	33	不要	不要
	旧東吉野村役場	大字小川 778	552.00	W造	1945	71	未実施	未実施
	旧四郷小学校	大字三尾 51-1	2,380.00	RC造	1978	38	未実施 ・不要	未実施 ・不要
	旧高見地区館	大字木津 297-3	466.00	W造	1950	66	未実施	未実施
	旧高見小学校体育館	大字木津 319	925.00	SRC造	1984	32	不要	不要
	教員住宅(小川)	大字小川 637	152.00	W造	1972	44	未実施	未実施
	公衆便所(鷺家)	大字鷺家	19.00	W造	1990	26	不要	不要
	公衆便所(木津川)	大字木津川	24.00	S造	1990	26	不要	不要
	公衆便所(木津)	大字木津	16.00	W造	1997	19	不要	不要
	公衆便所(日裏)	大字日裏	6.00	W造	1994	22	不要	不要
	公衆便所(中黒運動公園下)	大字中黒	19.00	S造	1990	26	不要	不要
	公衆便所(中黒)	大字中黒	16.00	S造	1990	26	不要	不要
	公衆便所(滝野)	大字滝野	9.00	S造	1990	26	不要	不要
	公衆便所(大又、笹野神社前)	大字大又	6.00	S造	1993	23	不要	不要
	公衆便所(大又)	大字大又	12.00	W造	1990	26	不要	不要
	公衆便所(杉谷、登山口)	大字杉谷	25.00	S造	1995	21	不要	不要
	公衆便所(杉谷、高見トンネル手前)	大字杉谷	9.50	S造	1983	33	不要	不要
	公衆便所(萩原)	大字萩原	13.00	CB造	1993	23	不要	不要
	公衆便所(小、ナカガワラ)	大字小	23.00	W造	1991	25	不要	不要
	公衆便所(小、ツノブチ)	大字小	8.00	W造	1997	19	不要	不要
	公衆便所(小、蟻道)	大字小	42.00	W造	1992	24	不要	不要
	公衆便所(三尾)	大字三尾	19.00	W造	1990	26	不要	不要
	公衆便所(高見)	大字杉谷	19.00	CB造	1998	28	不要	不要
	マイクロバス車庫	大字小川 958-2	60.00	S造	1995	21	不要	不要
	自動車格納庫	大字小栗栖	38.80	W造	1992	24	不要	不要

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表 建築 構造	代表 建築 年度	経過 年数	耐震 診断	耐震 補強
その他	ゴミ置き場	大字小栗栖	126.60	S造	1996	20	不要	不要
	松本邸	大字小川681-3	97.51	W造	1962	54	未実施	未実施
	地域の賑わい拠点施設	大字小川700	50.00	W造	2016	0	不要	不要
その他			5,155.41					

(1) 施設の概要

- その他施設は 28 施設あり、総延床面積は 5,155.41 ㎡です。
- 建設後 30 年以上経過している施設が 8 施設、60 年以上経過している施設が 2 施設あります。
- 旧東吉野村役場、旧四郷小学校、旧高見地区館、教員住宅（小川）、松本邸は、耐震化未実施となっています。

(2) 管理方針

- 旧東吉野村役場庁舎の利活用を小川地区のまちづくりの一環として検討中です。旧東吉野村役場庁舎は、建設後 60 年が経過し、かつ、耐震化未実施であるため、耐震補強等による安全性の確保を図ります。
- 旧四郷小学校体育館は避難所に指定されているものの、体育館内装の劣化が著しいため、改築を含めた修繕の実施による安全性の確保を図ります。
- その他の施設に関しては、それぞれの施設の目的に合わせ、安全性の確保や施設の効率的な維持・更新、長寿命化に努めます。
- 旧高見地区館など、建設後 60 年以上経過している施設もみられることから、施設の現状を適切に判断し、損傷が著しく使用に耐えなくなった施設については、危険度を判定して、安全のため、解体撤去についても検討します。

第2節 インフラ資産

1. 道路

図表5-2-1は、本村が管理する道路の概要をまとめたものです。

図表5-2-1：道路の状況

区分	実延長 (m)	道路面積 道路部 (㎡)
一般道路	137,283.9	421,429.95
トンネル	110.4	684.48

(1) 施設の概要

- 道路の整備状況は、実延長 137,283.9m、道路面積 421,429.95 ㎡となっています。
- トンネルは、1 箇所、実延長 110.4m、道路面積 684.48 ㎡となっています。

(2) 管理方針

- 道路、トンネルともに日常的なパトロールや定期点検による現状把握を行い、予防的修繕を実施し、利用者の安全性・快適性を確保します。
- トンネルに関しては、平成 32 年度までにトンネル長寿命化修繕計画の策定が計画とされています。計画策定後は長寿命化計画にもとづき、長寿命化を図っていきます。

2. 橋りょう

図表5-2-2は、本村が管理する橋りょうの概要をまとめたものです。

図表5-2-2：橋りょうの状況

中分類		箇所数 (箇所)	実延長 (m)	橋りょう面積 (㎡)
橋りょう		231	2,478.2	8,442.34
長さ区分	15m未満	190	—	—
	15m以上	41	—	—

(1) 施設の概要

- 橋りょうは、231 本、面積 8,442.34 ㎡となっています。
- 平成 23 年度及び平成 24 年度に法定外点検を実施し、それに基づき平成 25 年度に橋梁長寿命化計画を策定しています。

(2) 管理方針

- ・随時点検を実施すると共に、予防的修繕を実施し、利用者の安全性・快適性を確保します。
- ・また、平成 23 年度から進めてきた橋りょう点検作業や長寿命化計画にもとづき、順次計画的に長寿命化を図っていきます。

3. 水道

図表5-2-3は、本村が管理する水道施設の概要を、図表5-3-2は水道管路の概要をまとめたものです。

図表5-2-3：水道施設の状況

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表建築構造	代表建築年度	経過年数	耐震診断	耐震補強
水道施設	鷺家地区簡易水道施設 鷺家浄送水場	大字鷺家920	47.00	RC造	1998	18	不要	不要
	平野地区簡易水道施設 平野浄配水場	大字平野242-19	10.09	RC造	1982	34	不要	不要
	日裏地区簡易給水施設 日裏浄配水場	大字日裏	5.48	RC造	1986	30	不要	不要
	谷尻地区簡易給水施設 谷尻浄配水場	大字谷尻595	11.08	RC造	1999	17	不要	不要
	大又地区簡易水道施設 大又浄配水場	大字麦谷554-1	37.35	RC造	1995	21	不要	不要
	大豆生地区簡易水道施設 大豆生浄配水場	大字大豆生280・281・282-1・282-2	20.70	RC造	1993	23	不要	不要
	小・小川・小栗栖・中黒地区統合簡易水道施設 小川送水場	大字小川242・243	45.81	RC造	1984	32	不要	不要
	三尾地区簡易水道施設 三尾浄送水場	大字三尾1073-1・1074・1075・112	22.17	RC造	1991	25	不要	不要
	木津川地区飲料水供給施設 木津川浄送水場	大字木津川592-1・592-2	14.58	RC造	1997	19	不要	不要
	文珠地区飲料水供給施設 文珠浄送水場	大字鷺家1339-2	7.50	RC造	1996	20	不要	不要
	麦谷地区飲料水供給施設 麦谷浄配水場	大字麦谷74-2	9.57	RC造	1998	18	不要	不要
	杉谷・木津・伊豆尾地区統合簡易水道施設 萩原送水ポンプ場	大字伊豆尾39-2	7.34	CB造	1992	24	不要	不要
	小・小川・小栗栖・中黒地区統合簡易水道施設 中黒加圧ポンプ場	大字中黒	4.17	RC造	1993	23	不要	不要
	小・小川・小栗栖・中黒地区統合簡易水道施設 中黒配水場	大字中黒	20.70	RC造	1993	23	不要	不要
	滝野地区簡易給水施設 滝野浄配水場	大字滝野57	44.56	RC造	2000	16	不要	不要

中分類	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	代表建築構造	代表建築年度	経過年数	耐震診断	耐震補強
水道施設	杉谷・木津・伊豆尾地区統合簡易水道施設 杉谷浄配水場	大字杉谷220-4	40.95	RC造	1999	17	不要	不要
	小・小川・小栗栖・中黒地区統合簡易水道施設 小高区加圧場	大字小	5.70	RC造	2003	13	不要	不要
	狭戸地区飲料水供給施設 狭戸浄配水場	大字狭戸188-51・188-52	10.07	RC造	1996	20	不要	不要
	杉谷・木津・伊豆尾地区統合簡易水道施設 伊豆尾大橋加圧場	大字伊豆尾357	11.47	CB造	1993	23	不要	不要
	杉谷・木津・伊豆尾地区統合簡易水道施設 西出加圧配水場	大字伊豆尾756-2	14.84	CB造	1993	23	不要	不要
	杉谷・木津・伊豆尾地区統合簡易水道施設 陰地加圧中継所	大字伊豆尾416-1	6.17	CB造	1993	17	不要	不要
	鷺家地区簡易水道施設 加圧ポンプ所	大字鷺家1547	8.76	RC造	1998	18	不要	不要
	小・小川・小栗栖・中黒地区統合簡易水道施設 小浄送水場	大字小1772	165.28	RC造	2003	13	不要	不要
	小・小川・小栗栖・中黒地区統合簡易水道施設 三畦ポンプ場	大字小	4.26	RC造	2003	13	不要	不要
	小・小川・小栗栖・中黒地区統合簡易水道施設 小栗栖送水場	大字小栗栖854・849・846	37.97	RC造	1983	33	不要	不要
合計			613.55					

図表5-2-4：水道の管径別延長

単位：m	300 mm 未満	300～500 mm 未満	500～1000 mm 未満	1000～1500 mm 未満	1500～2000 mm 未満	2000 mm 以上	計
導水管	2,666	0	0	0	0	0	2,666
送水管	11,465	0	0	0	0	0	11,465

単位：m	50 mm 以下	75 mm 以下	100 mm 以下	125 mm 以下	150 mm 以下	200 mm 以上	計
配水管	7,480	29,665	23,287	0	17,670	0	78,102

(1) 施設の概要

- 水道施設は簡易水道施設7箇所、飲料水供給施設4箇所、簡易給水施設3箇所の計14箇所、25施設あり、総延床面積は613.55㎡、水道普及率は100%です。
- 杉谷・木津・伊豆尾地区統合簡易水道施設（木津地区）の配水管が、統合事業時に更新されていないため、老朽化が進んでいると考えられます。
- ほとんどの施設は遠隔監視装置により役場で監視記録しているのに併せ、職員による巡回監視により設備等の運転確認がほぼ毎日実施されています。
- 水道事業についてはすべて事業統合を行い、東吉野村簡易水道事業として一本化しました。

(2) 管理方針

- 全村域で総合的な事業を実施することにより、効率的かつ効果的な維持管理を実現することで、安全で安定した飲料水の供給とコスト削減を図ります。
- 地理的条件や財政面を考慮し、可能な施設については連絡管の布設などにより、事業統合の効果発揮を図ります。
- 老朽化した配水管等の計画的な布設替により漏水を防止し、有収率の改善による経費の削減と安定した水の供給を図ります。